

青森県報

号外第三十九号

平成三十一年
三月二十九日
(金曜日)

目次

公営企業

○青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………(整備企画課) ……
○青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………(同) ……二

公 営 企 業

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十五条の十四」を「第二百二十五条の十五」に、「第二百二十五条の十」を「第二百二十五条の十一」に、「第二百二十五条の十一」を「第二百二十五条の十二」に改める。

「第二百二十五条の十二」を「第二百二十五条の十三」に改める。

「第二百二十五条の十三」を「第二百二十五条の十四」に改める。

「第二百二十五条の十四」を「第二百二十五条の十五」に改める。

「第二百二十五条の十五」を「第二百二十五条の十六」に改める。

「第二百二十五条の十六」を「第二百二十五条の十七」に改める。

「第二百二十五条の十七」を「第二百二十五条の十八」に改める。

「第二百二十五条の十八」を「第二百二十五条の十九」に改める。

「第二百二十五条の十九」を「第二百二十五条の二十」に、「特例政令第二条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特例政令第十条第一項の規定による一般競争入札に付する場合における前条の規定により読み替えられた第六十六条の規定による公告は、前項の規定により公告を行うものとされている事項のほか、次に掲げる事項についても、行うものとする。

一 特例政令第十条第一項の規定による競争入札の方法による旨

二 特例政令第十条第二項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨

三 特例政令第十条第十一項の規定により当該競争入札を取り消すことがある旨

四 端数の入札を制限する場合にはその旨

「第二百二十五条の十四」を「第二百二十五条の九及び第二百二十五条の十」を「第二百二十五条の十及び第二百二十五条の十一」に、「第二百二十五条の九第二項中「落札」とあるのは「随意契約」と、「落札者」とあるのは「随意契約の相手方」と、「落札金額」とあるのは「随意契約に係る契約金額」と、「第二百二十五条の十第二項第七号中」に改め、第十二章第五節第三款中同条を第二百二十五条の十五とする。

「第二百二十五条の十三」を「第二百二十五条の十」を「第二百二十五条の十一」に、「第二百二十五条の十一第二項」を「第二百二十五条の十二第二項」に、「第二百二十五条の八第一項」を「第二百二十五条の八中「第二百十四条第一項」とあるのは「第二百二十二条において準用する第二百十四条第一項」と、第二百二十五条の九第一項」に、「第二百二十五条の九第二項第七号」を「第二百二十五条の十第二項第七号」に、「第二百二十五条の十一第一項」を「第二百二十五条の十二第一項」に改め、第十二章第五節第二款中同条を第二百二十五条の十四とする。

「第二百二十五条の十二第三項中「事項」の下に(特例政令第十条第一項の規定による指名競争入札の場合にあつては、前条第四項各号及び第五項各号に掲げる事項)」を加え、同条を第二百二十五条の十三とする。

「第二百二十五条の十一」に次の一項を加える。

5 特例政令第十条第一項の規定による指名競争入札に付する場合における第三項の規定による通知は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても、行うものとする。

一 特例政令第十条第一項の規定による指名競争入札の方法による旨

二 特例政令第十条第二項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨

三 特例政令第十条第十一項の規定により当該競争入札を取り消すことがある旨

四 端数の入札を制限する場合にはその旨

「第二百二十五条の十四」を「第二百二十五条の九及び第二百二十五条の十」を「第二百二十五条の十及び第二百二十五条の十一」に、「第二百二十五条の九第二項中「落札」とあるのは「随意契約」と、「落札者」とあるのは「随意契約の相手方」と、「落札金額」とあるのは「随意契約に係る契約金額」と、「第二百二十五条の十第二項第七号中」に改め、第十二章第五節第三款中同条を第二百二十五条の十五とする。

「第二百二十五条の十三」を「第二百二十五条の十」を「第二百二十五条の十一」に、「第二百二十五条の十一第二項」を「第二百二十五条の十二第二項」に、「第二百二十五条の八第一項」を「第二百二十五条の八中「第二百十四条第一項」とあるのは「第二百二十二条において準用する第二百十四条第一項」と、第二百二十五条の九第一項」に、「第二百二十五条の九第二項第七号」を「第二百二十五条の十第二項第七号」に、「第二百二十五条の十一第一項」を「第二百二十五条の十二第一項」に改め、第十二章第五節第二款中同条を第二百二十五条の十四とする。

のとすることがある旨

三 特例政令第十條第十一項の規定により当該指名競争入札を取り消すことがある旨

四 端数の入札を制限する場合にはその旨

第百二十五条の十一を第百二十五条の十二とし、第十二章第五節第一款中第百二十五条の十を第百二十五条の十一とし、第百二十五条の九を第百二十五条の十とし、第百二十五条の八を第百二十五条の九とし、第百二十五条の七の次に次の一条を加える。

(複数落札入札制度による場合の予定価格の決定)

第百二十五条の八 特例政令第十條第一項の規定による一般競争入札に付する事項の予定価格は、第百十四條第一項の規定にかかわらず、当該一般競争入札に付する物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は当該特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもつて定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第六條の四第一項第十五号中「中学校就学の始期に達する」を「義務教育終了」に改める。

第三十二條の次に次の一条を加える。

(時間外勤務の制限)

第三十二條の二 知事は、人事委員会規則で定める時間の範囲を超えて、職員に第三條及び第九條の規定による勤務時間(以下、「正規の勤務時間」という。)以外の

時間における勤務(職務の性質等を考慮して人事委員会規則で定める勤務を除く。

次項において「時間外勤務」という。)をさせてはならない。

2 前項に規定するもののほか、時間外勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則の例による。

第三十三條第二項中「前條」を「第三十二條」に改める。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭